

○国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程

〔平成17年10月3日〕
規程第13号

最終改正 令和6年6月5日規程第58号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第22条の規定に基づき、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 入試委員会は、入学者選抜に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) 実施計画に関すること。
- (3) 学生募集に関すること。
- (4) 合格候補者の選考基準及び選考に関すること。
- (5) 選抜方法の改善に関すること。
- (6) 大学入学共通テストに関すること。
- (7) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

第3条 入試委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 産業技術学部長
- (4) 保健科学部長
- (5) 共生社会創成学部長
- (6) 障害者高等教育研究支援センター長
- (7) その他各部局長から推薦され、学長が指名する教授 若干名

(任期)

第4条 第3条第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 入試委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は教育担当副学長をもって充てる。

3 委員長は、入試委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 入試委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 入試委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(障害系入学試験実施委員会の設置)

第8条 入試委員会には、障害の種別ごとに、聴覚障害系入学試験実施委員会及び視覚障害系入学試験実施委員会（以下「障害系実施委員会」という。）を置く。

(障害系実施委員会の委員)

第9条 各障害系実施委員会は、次に掲げる当該障害の種別に関係する学部（以下「当該障害系学部」という。）の委員をもって組織する。

- (1) 第3条第3号から第7号までの入試委員会委員
- (2) 学部長補佐
- (3) 障害者高等教育研究支援センター副センター長
- (4) 学科長、専攻長、副学科長及び共生社会創成学科のコース（以下「コース」という。）長
- (5) 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長
- (6) 当該障害系学部の教授、准教授、専任の講師又は助教のうちから学部長及び障害者高等教育研究支援センター長が指名する者 若干名

(障害系実施委員会の委員長)

第10条 各障害系実施委員会に委員長を置き、当該障害系学部の学部長のうちの1名をもって充てる。

(障害系実施委員会の任務)

第11条 各障害系実施委員会は、入試委員会が定める方針に従って、当該障害系学部の入学者選抜に関し必要な事項を審議するとともに、各小委員会を統括・調整して入学者選抜を実施し、その結果を入試委員会に報告するほか、入学者の学業成績等の追跡調査等を含む、入学者選抜方法の改善に必要な調査研究を行う。

(小委員会の設置等)

第12条 各障害系実施委員会のもとに、当該学部の入学者選抜に係る検査項目に応じて各小委員会を置く。

2 前項の各小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(障害系合格候補者選考委員会の設置)

第13条 入試委員会には、障害の種別ごとに、聴覚障害系合格候補者選考委員会及び視覚障害系合格候補者選考委員会（以下「障害系選考委員会」という。）を置く。

(障害系選考委員会の委員)

第14条 各障害系選考委員会は、次に掲げる当該障害系学部の委員をもって組織する。

- (1) 第3条第3号から第6号までの入試委員会委員
- (2) 学部長補佐
- (3) 障害者高等教育研究支援センター副センター長
- (4) 学科長、専攻長、副学科長及びコース長
- (5) 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長

(障害系選考委員会の委員長)

第15条 各障害系選考委員会に委員長を置き、当該障害系学部の学部長のうちの1名をもって充てる。

(障害系選考委員会の任務)

第16条 各選考委員会は、入試委員会の付託を受けて、当該学部の各学科・専攻選考委員会を

統括・調整して合格候補者を選考し、その結果を入試委員会に報告する。

(学科・専攻・コース選考委員会の設置等)

第17条 各障害系選考委員会のもとに、当該障害系学部の学科又は専攻・コースごとに合格候補者を選考するため、各学科・専攻・コース選考委員会を置く。

2 各学科・専攻・コース選考委員会は、当該学科、専攻又はコースに所属又は関係する教授、准教授、専任の講師及び助教で組織する。

3 各学科・専攻・コース選考委員会の委員長は、当該学科長、専攻長又はコース長をもって充てる。

(事務)

第18条 入試委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、入試委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第3条第5号、第9条第4号、第14条第4号、第17条各項中、共生社会創成学部に関する事項については、令和7年4月1日から適用する。

2 この規程の施行前に開催した各委員会の名称は、本規定の適用による名称に読み替えるものとする。

3 令和6年度中に開催する各委員会には、必要に応じて共生社会創成学部担当予定教員を出席させることができるものとする。